別堀地区市民農園ご利用案内

~ 澄んだ青空の下、家族揃って安全で新鮮な野菜作りをしてみませんか~

<農園概要>

- 1 開設主体……小田原市
- 2 所在地……別堀10
- 3 区画数……30区画
- 4 区画面積及び利用料……20㎡=30区画/4,000円

<利用案内>

- 1 開園時間……日の出から日没まで、毎日ご利用できます。
- 2 駐車場……・車は農園内の入口部分に置くことができますので、お互いに譲り合ってご利用ください。なお、農園内での事故等の責任については一切負いかねますので、予めご了承ください。
- 3 農機具……特に貸し出しはありません。
- 4 水 利……特にありません。

<利用上の注意>

- 1 車両の駐車はすべて農園内の指定された場所を利用し、これ以外の場所には駐車しないでください。
- 2 栽培できる作目は、野菜及び草花で利用期間内に栽培が終了するものに限ります。 また、農園内に温室などの工作物を設置しないでください。
- 3 雑草は、特に夏場など、一つの畑で雑草が繁茂すると種子が飛散して周囲の畑にも 広がってしまいます。雑草の繁茂は風通しを悪くして、農作物の生長に影響を与え ます。ご自身の畑の管理のほか、接する園内道の除草にもご協力をお願いいたしま す。
- 4 雑草、野菜屑は畑の中にすきこむか、市指定の「燃せるごみ」袋に入れて出してく ださい。
- 5 農園内は低農薬、無農薬栽培を原則とし、みだりに効き目の強い農薬を散布しないでください。
- 6 農園を利用する権利を無断で他人に譲ったり、貸したりしないでください。 無断譲渡、転貸が明らかになったときは、それ以後の農園の利用は認めません。